

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書

平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が、本年4月1日から導入された。

この制度の導入にあたって、法施行前に既に一定の激変緩和措置が設けられたものの、高齢者に新たな負担が生じるのではないか、低所得者への配慮に欠けるのではないかといったことや、更には高齢者担当医の導入など多くの論点が指摘されている。

また、導入から2ヶ月余りが経過し、事前の制度の周知不足や準備の遅れなどにより、保険証の未到達や保険料の徴収ミス、更には年金からの保険料天引きをめぐるトラブルが相次いでいるため、国はこの制度の意義を十二分に理解してもらおうと同時に、医療に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、国におかれては、保険料負担の見直しを含め、導入後の実態を十分に把握、検証し、問題点があるとなればそれを明らかにしたうえで、すべての高齢者が安心して医療を受けることができる医療制度に改善するため、早急に必要な措置を講じるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年6月19日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣